

## 「頑張る施設！チャレンジ事業」補助金交付要綱

令和2年6月24日文化スポーツ局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため活動自粛を余儀なくされている劇場・ライブハウス等の文化施設に対し、文化施設が自ら企画・提案する感染症予防の取組みや新たな生活様式に適合した文化芸術活動に対する補助金を交付するために必要な事項を定め、文化施設が「with コロナ」の時代に適応できる術を身に付けるとともに、神戸の文化芸術分野の持続的な事業継続及び発展を図ることを目的としている。

### (補助対象者)

第2条 補助事業等の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、興行場法の許可を受けて営業している施設、又は食品衛生法の許可を受けて営業している施設及びその他の施設で、次の各号のすべてに該当する文化施設(以下、「補助対象施設」という。)の設置者又は管理者とする。

- (1)利用者に対し、月に平均4回以上の文化芸術活動を反復継続的に提供している施設
- (2)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により休業要請を受け、公演等の中止や延期、施設の閉館等を実施した神戸市内の施設
- (3)利用者に対して実演芸術の公演を提供している文化施設

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1)暴力団(神戸市暴力団排除条例(平成23年神戸市条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2)暴力団員(神戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)

### (補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、補助対象施設において、感染症予防の取組みや、「with コロナ」の時代においても文化の発信拠点としての社会的な役割を継続できるような新たな取組みとする。

2 補助対象事業は、令和2年4月1日から同年12月31日までの間に実施し、完了する事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に

要する経費で、別表に掲げるものとする。

(補助金等の額)

第5条 市長は、一つの補助対象施設につき、補助対象経費に対し75万円を限度に予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、規則第5条の規定に基づき、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼交付申請書(様式第1号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第6条による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業実施期間)

第8条 本事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までとする。

(補助金の概算払)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、規則第18条第2項に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書(概算払)(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 概算払の限度額は、交付決定した額の3分の2以内とする。

(補助事業等の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下、「補助事業」という。)の変更を行うときは、補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、補助事業を中止しようとするときは、補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者等は、規則第 15 条の規定に基づき、事業終了後、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書 (様式第 8 号)
- (2) 支出報告書 (様式第 10 号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、規則第 16 条に基づく補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額等確定通知書 (様式第 9 号) により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の補助金の額の確定後、補助金等請求書 (様式第 12 号) を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、規則第 19 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を交付決定取消通知書 (様式第 13 号) により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(帳簿の備付け)

第 15 条 補助事業者は、当該補助事業に係る支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、文化スポーツ局長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

別表

①設備備品等購入費	事業実施にあたって必要となる設備・備品の購入 等
②感染防止対策費	アクリル板設置等による感染予防対策への取組み 等
③外注経費	動画配信システム構築費、イベントプロデュース料 等
④出演料	演者への出演料 等
⑤広報費	ポスター・チラシ制作費 等
⑥その他経費	他会場使用料、事業にかかるアルバイト料、雑費 等